

日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減を求める意見書

米軍基地を抱える沖縄県は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を長年抱えている。

戦後 70 年余が経過した今日においても、国土面積のわずか 0.6% にすぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約 70% が過度に集中し、米軍機による騒音被害は日常的に繰り返されている。

このような現状において、昨年 8 月には、米軍嘉手納基地所属の F 15 戦闘機から約 3.6 キロの部品が落下する事故、一昨年には、3 回も立て続けに米軍機の部品落下事故が起きている。過去には、MV 22 オスプレイ機や F 15 戦闘機等米軍機による事故も幾度となく発生している。

1972 年に沖縄が日本復帰した以降、在沖米軍基地から派生する米軍人、軍属とその家族による刑法犯摘発件数は累計で 6,052 件（沖縄県警まとめ、令和 2 年 9 月末現在）。そのうち殺人や強盗、強姦、放火など凶悪犯罪は 581 件となっている。昨年 9 月から 11 月にかけては、タクシー強盗、傷害、器物損壊、公務執行妨害、酒気帯び運転等が多発し、県民に大きな不安と恐怖を与えている。

これまで事件・事故が発生するたびに、多くの議会や自治体は繰り返し厳重に抗議及び要請を行ってきたが、米軍は、毎回「綱紀粛正」「再発防止」を講じるとしてきたが、一向に改善が見られていないのが現状である。

よって、国においては、県民の生命・財産及び人権を守る立場から、「日米地位協定の抜本的な改定」及び沖縄県民の切実な要望に応えるため、「在沖米軍基地の負担軽減」がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 3 年 6 月 28 日

糸 満 市 議 会

あて先：内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣